



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第55号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりしまね輸出促進支援補助金の交付の対象等（しまねブランド推進課） 2
を定める告示

告 示**島根県告示第254号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまね輸出促進支援補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成23年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまね輸出促進支援補助金

2 交付の目的

自立的に海外販路開拓活動に取り組む県内事業者等に対して補助を行うことにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業、事業者、経費並びに交付の率及び限度額

交付の対象となる事業	事業者	経 費	交付の率及び限度額
(1) 商談会、展示会、物産展等への参加	自立的に海外販路開拓活動に取り組む県内事業者（県内に主たる事業所を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。）又は複数の県内事業者で構成される任意のグループであって知事が適当と認めるもの	旅費、謝金、賃金、役務費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、会場費、会議費、輸送費、通信費、リース料その他知事が特別に必要と認める経費	交付の対象となる経費の2分の1以内又は100万円のいずれか低い額
(2) テスト輸出			
(3) 販売促進活動			
(4) 輸出向け商品の開発			
(5) 海外ビジネス人材の育成			
(6) その他海外市場への輸出展開や販路拡大に係る事業活動			
(7) セミナー、勉強会、商談会、展示会、物産展等の主催	県内市町村その他知事が適当と認める企業、団体等		交付の対象となる経費の2分の1以内又は150万円のいずれか低い額

備考1 同一でない事業を複数行う場合の補助額は、各々の補助限度額を超えない範囲内において、合計150万円以内とする。

2 同一の事業について他の補助金等を受けている者は、対象事業者から除外する。